

引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられました。この引上げ分の税収については、社会保障4経費（年金、医療、介護、子育て）やその他の社会保障施策に要する経費に充てられるとともに、その用途について明確化することとなっております。

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 132,744千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 2,171,631千円

(単位:千円)

事業名		令和6年度 当初予算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県支出金	町 債	そ の 他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	そ の 他
社会福祉	障がい者福祉事業	403,666	291,355		449	9,768	102,094
	高齢者福祉事業	85,789	186	300	21,291	5,589	58,423
	児童福祉事業	674,843	118,737	26,000	45,718	42,296	442,092
	母子福祉事業	7,128	3,564			311	3,253
	小 計	1,171,426	413,842	26,300	67,458	57,964	605,862
社会保険	国民健康保険事業	108,788	46,605			5,430	56,753
	介護保険事業	276,749	19,687			22,446	234,616
	後期高齢者医療事業	257,028	54,016			17,727	185,285
	小 計	642,565	120,308	0	0	45,603	476,654
保健衛生	健康づくり推進事業	39,234	2,876		9,806	2,318	24,234
	疾病予防対策事業	35,154	124		4,400	2,675	27,955
	母子保健事業	16,863	3,275		3,000	924	9,664
	医療施策事業	266,389				23,260	243,129
	小 計	357,640	6,275	0	17,206	29,177	304,982
合 計		2,171,631	540,425	26,300	84,664	132,744	1,387,498

※事務費及び人件費は、事業費(予算額)から除外しています。